

カンボジアにおける教育政策に関する一考察： 体育科教育の普及課題

山口 拓

Taku Yamaguchi: Education policy in Cambodia: fundamental proposals for diffusion of physical education. Japan J. Phys. Educ. Hlth. Sport Sci. 57: 297-313, June, 2012

Abstract : It can be argued that most of the countries of the world are industrial developing countries. After World War II, industrially developed countries drew lessons from the past, and initiated continuous support to ensure global stability. Unfortunately, however, no tangible progress was made, and many countries are still struggling for peace and social stability. In these circumstances, the United Nations has released a 10-year plan for Millennium Development Goals (MDGs). This encompasses a number of novel viewpoint and methods, including the concept of “International Development through Sport” (IDS), which has been operating as a pilot project. Even though the importance of sport has begun to be recognized worldwide, there has also been an undermining of the value of physical education (PE). Against this background, it seems necessary to investigate the situation of PE in the context of educational reform in developing countries.

In the present study we conducted a comprehensive analysis of plans for future diffusion of PE in Cambodia from a policy perspective, and attempted to define the conditions and challenges of recent educational reforms. There are two approaches for analyzing PE dissemination: comprehensive overview of “law and policy” and “actual conditions and activities”, along with policy and education history. Through this approach, it was demonstrated that are many accumulated problems to be solved in educational development, and that have proved to be obstacles to PE dissemination in Cambodia. Furthermore, it was revealed that training of both pre-service and in-service teachers, which is a common policy concern in other subject fields, is essential in order to secure the implementation of PE. Irrespective of viewpoint, future diffusion of PE is a problem that can be solved only through short-term and long-term efforts focusing on model schools in each region to ensure the source of qualified teachers, and that is a link between primary schools and teacher training centers to secure regional centers for diffusion of PE in the short term. It should help to lay a firm foundation for the study on the method of educational technology in PE by consolidating statistical analysis of PE with central and regional administration, and establishing faculties of education and PE departments that will ensure the lasting growth of PE as an educational discipline.

Key words : international development through sport, administrative and fiscal reforms, educational reform, teacher training, the fundamental law of sport

キーワード : スポーツを通じた国際開発, 行財政改革, 教育改革, 教員養成, スポーツ基本法

I 緒 言

国際社会では, これまでにも国際会議などにお

いて体育の重要性が取り上げられ続けてきた。

「国際 体育・スポーツ憲章」では, 「体育・スポーツは, 全教育体系における生涯教育の不可欠な要素を構成する」(UNESCO, 1978) と掲げ, 国際

特定非営利活動法人 ハート・オブ・ゴールド
〒701-1213 岡山市北区西辛川895-7, 101号室
連絡先 山口 拓

Non-Profit Organization Hearts of Gold
No. 101, 895-7, Nishikarakawa, Kita-ku, Okayama 701-1213

Corresponding author YamaguchiTac@gmail.com

スポーツ科学・体育協議会によって開催された「ベルリン世界体育サミット」では、「生涯にわたるプロセスとして体育の重要性を強化する」(ICSSPE, 1999) ことが目標とされている。また、同年12月に国際連合教育科学文化機関によって開催された第3回体育・スポーツ担当大臣等国際会議、MINEPSIIIでは、「スポーツが拡大しているにも関わらず、子ども達の体育参加機会が著しく削除され…、教育課程の優先順位変更のために多くの国で学校体育に必要な時間が重要視されず、大幅に削減されている」(UNESCO, 1999) ことが強調されている。さらに、国連のミレニアム開発目標にスポーツを通じた国際開発のコンセプトが取り込まれたことを受けて、2008年に国連開発と平和のためのスポーツ事務所(以下「UNOSDP」と略す)が新設され、2003年11月の国連総会では、こうした状況を鑑みて、58/5決議「平和、開発、健康、教育を促進するスポーツ」で、体育・スポーツの有価な価値を認識し、2005年の国連国際体育スポーツ年を宣言している(UNGA, 2003)。日本でもまた、2011年6月に「スポーツ基本法」(文部科学省, 2011)が50年ぶりに全面改正され、2011年9月になでしこジャパンが団体初の国民栄誉賞を受賞するなど、昨今、国内および国際の双方でスポーツの重要性が、再度、注目され始めている(Schwery, 2003)。しかし、その一方で2005年の「国連国際体育スポーツ年」にあわせて実施された国際体育調査(Hardman, 2008)では、世界における体育の現状が改善されていないと警笛を鳴らし、注意を促している。各国政府が正式に学校体育を保証している国は、アフリカ諸国で60%、東アジアを含むアジア諸国で33%、中南米67%、欧州諸国で89%、中東諸国で67%、北米で33%と低水準に留まることが明らかにされるなど、体育科教育の減退が危惧されている。

そこで本論文では、世界で最も低い水準を示したアジアの中でも、特に、導入が難しいと推察される産業開発途上国(以下「途上国」と略す)の学校体育の振興という視点から、カンボジアを事例として、憲法、法律、政策、統計、報告書など

の情報をもとに、体育科教育が低水準で留まっている原因を探り、今後の方向性を考察する。なお、世界各国における教育の価値は、各国の歴史的、経済的、政治的な背景を前提に大きく異なり、現況の体制も著しく影響を受けている。したがって、本論文でもカンボジアの体育科教育を考察するにあたり、上記の背景を念頭に、当該国の教育における身体・健康教育の位置づけや変化に着目して考察を進める。また、特に途上国では、国家的な政策と実際的な現場の教育に大きな差異が生まれていることが多く、カンボジアも例外ではない。そこで本論文では、どのような差異が起こっているのかを明らかにし、どうすれば改善できるのかなどについても検討したい。但し、当該国では、未だ中等教育における学校体育の教育課程が不確定であるため、本論文では、初等教育に焦点を当てて考察する。

以上の考察を進めるにあたっては、まず、カンボジア王国における過去と現在の教育体制、教育制度、教育行政、教育法、教育課程の検討および比較から体育科教育の課題を明確にする。次に、教育現場に関係する指導要領や現職および新規教員の育成ならびに普及戦略の現状と課題を明らかにし、最後に、カンボジア王国の保健・体育科教育振興に関する今後の課題と展望について提示したい。

II カンボジア国家による教育保障

1. カンボジアの教育状況

カンボジアにおける教育事情を検討するにあたっては、特殊な教育の背景を時間軸から考察する必要がある。教育の歴史的背景は、前田(2003)やSideth(2004)の考察に従い、以下で述べる4つの発展段階に分けて考察することが出来る。まず、導入期では、「クメール王朝時代(-1863)」に仏教の僧侶による寺子屋教育を通じた教育体制が敷かれ、「仏領インドシナ時代(1863-1953)」に寺子屋とフランス型教育の融合した教育体制が採られていた。この時代の特徴は、寺院内の寺子屋における男子教育が主として行われていたこと

と、寺子屋のみならず学校教育における幅広い対象への教育へと転換を求め始めた点である。次に展開期には、仏領インドシナから独立した「シハヌーク政権（1953-1970）」時代に中・高等教育を中心とした教育改革がもたらされ、親米派「ロンノル政権（1970-1975）」時代の政治家エリートを育成する体制へと引き継がれている。この時代には、高等教育やエリート層に対する教育に力を注ぎ、それと平行して女子を含む幅広い対象への基礎教育を開始するなど、近代教育制度が導入されたことが特徴的である。しかし、こうした教育開発への取り組みは、崩壊・復興期の「ポルポト政権（1975-1979）」時代に大きな転機を迎えている。小学校教員の7/8、中・高等学校教員の1/10、全体で3/4の教員がポルポト政権によって殺害されたと言われており、人材のみならず全ての教材が焼き払われるなど、教育制度の根幹を揺るがす、壊滅的なダメージを受けたのである。その後の「ベトナム軍 占領期（1979-1989）」には、ヘンサムリン政権下で失われた教育人材を補うべく、読み書きの出来る人材に対する短期コース修了者を教員として雇用し、社会主義国からの支援を受けながら他の共産諸国の教材を翻訳して使用するなど、教育体制を立て直す対処療法的な緊急対策が講じられたが、急速な教育改革は、教育の量的拡大と多くの課題を残す結果となった。学校体育が通常授業に導入され始めたのは、この時期^{注1)}とされているが、国語、算数、理科、社会の改善に対する対応に追われ、体育に関しては、ラジオ体操程度の軽運動の導入が限界であり、2005年まで打開策が講じられることはなかった。なお、現在の教育体制の礎が築かれたのは、その後の成長期の「和平協定（1989-1993）」時代と「双頭政権（1993-1998）」時代以降である。

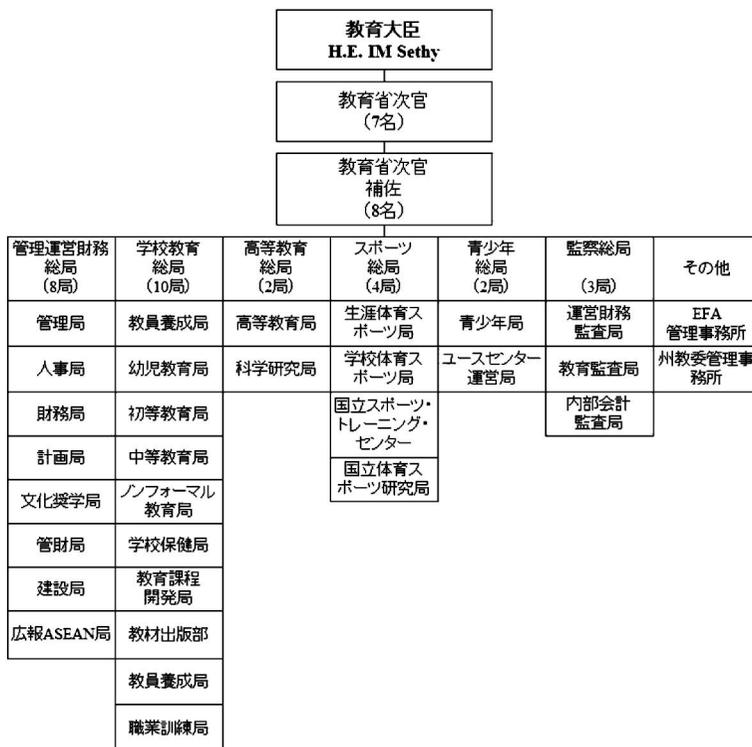
2. 教育行政と教育制度

新政府樹立後のカンボジア政府は、旧宗主国のフランスの行政構造を模範に行政組織を構築し、その後、労働の場を確保するために大きな政府を目指した結果、現在の25省体制を築くこととな

った。また、失われた過去の遺産を取り戻し、社会的混乱に終止符を打つべく、その復興・開発に対して総合的な教育開発及び人材育成が急務であり、次世代を担う青少年の健全育成こそが最重要課題であるとして、ポルポト政権以前の制度を参考に、その改革の根幹となる教育基本政策の抜本的な改革（MoEYS, 2000）を開始した。現在、教育・青少年・スポーツ省（以下「MoEYS」と略す）では、大臣以下、教育省次官7名、次官補佐8名による監督の元、6つの総局、29の局、2つの事務所によって教育関連業務が遂行されている（図1参照）。

幾つかの役職を日本と対比すると、次官は日本の副大臣、次官補佐は日本の政府次官、総局長は局長、局長は課長に相当する。カンボジアの行政構造は、中央政府以下、公式に定められた、24州（政令指定都市）、193郡（区）、1621町村（地区）、に加え、部落或いは、自然村と呼ばれる非公式の行政区で構成されている（MoEYS, 2011）。教育関連機関では、教育省内にも地方教育局管理事務所が設置されているが、その名の通り管理・調整に留まり、実際の業務は、「州教育事務所」（以下「PEO」と略す^{注2)}と「郡教育事務所」（以下「DEO」と略す^{注3)}が執り行っている。日本と同様に首長事務所から半ば独立した行政組織として、それぞれ日本の「県教委」、「市教委」と類似した組織形態を持ち、教職員の人事権をPEOが有すなど、地方の分権化が図られている。体育・スポーツについては、PEOで2-3名、DEOで1-2名の担当官が業務にあたり、通常は定年まで同分野の業務を遂行する。

カンボジアの教育制度は、ポルポト政権後の「第1次 教育制度改革（1979-1986）」に年度短縮型の4・3・3制が導入され、急激な量的拡大に伴い「第2次 教育制度改革（1987-1995）」に小学校の就学年数を1年延長した5・3・3制へと改正され、1996年の新政府樹立と共に6・3・3制へと移行して現在に至っている。現行では、幼稚園3年間（3-6歳）、小学校6年間（6-12歳）、前期中等学校（12-15歳）、後期中等学校（15-18歳）、職業技術学校（15歳以上）、専門大



[出典：MoEYS ホームページより筆者作成]

図1 カンボジア王国 教育省青少年スポーツ省の行政構造

学（18-20歳）、総合大学（18-22歳）、大学院（22-24歳）の教育制度が定着している。なお、カンボジアの公教育では、カリキュラム（或いは、教育課程）に準拠することが義務付けられており、年間38週、週6時間、2学期制によってクメール語による指導が行われ、年2回の学期末試験による進級制度がある（羽谷，2009）。小学校では1単元時間を40分として27-30単元時間（684-760時間/年）、前期中等学校では1単元時間を50分として32-35単元時間（1013-1108時間/年）、後期中等学校では1単元時間を50分として32単元時間（950時間/年）が設定されている。指導教科別では、小学校低学年の一般教育課程で国語（約46%）、算数（約25%）、社会科学（約11%）、保健・体育（約7%）と特別教育課程の身近な生活技術（約12%）。そして、小学校高学年の一般教育課程で国語（約28%）、算数（約21%）、科学（約14%）、社会（約18%）、保健・

体育（約7%）と特別教育課程の身近な生活技術（約12%）が保障されている（表1参照）。ただし、小学校の保健・体育授業については2009年に本格導入され、モデル校で規定授業数が確保されるに留まっている。また、前期・後期中等学校の保健・体育授業は、週2時間が確保されているものの、高等教育までの系統的な教育課程が整備されておらず、情操教育も中等学校の保健・体育科と同様であるなど、未だ実施されていない教科や領域が多く存在する。以上のように、カンボジアの教育行政と教育制度は整備され始めている。しかし、本格的な教育の質の向上を目指して、中央、州、郡、学校長、教員が協議を繰り返しながら解決策を検討し、それぞれの役割を果たしながら、体育環境整備を進めると共に、さらなる教育改革を進めていく必要があろう。

表1 小学校教員養成校カリキュラム

1-3年生	/週	4年生	/週	5-6年生	/週
クメール語	13	クメール語	10	クメール語	8
算数	7	算数	6	算数	6
理科と社会 (情操教育を含む「音楽, 図工, ダンス, など」)	3	理科	3	理科	4
		社会 (情操教育を含む)	4	社会 (情操教育を含む)	5
保健・体育	2	保健・体育・スポーツ	2	保健・体育・スポーツ	2
通常教育課程 (小計)	25	通常教育課程 (小計)	25	通常教育課程 (小計)	25
身近な生活技術 (LLSP)	2-5	LLSP	2-5	LLSP	2-5
合計	27-30	合計	27-30	合計	27-30

† 40分/全単元時間

[出典：Policy for Curriculum Development (MoEYS, 2005-09) を参考に筆者作成]

3. 教育政策の軌跡

次に、法律および政策的な視点からカンボジアの教育を考察する。カンボジアでは、1993年に「カンボジア王国憲法」が制定され、1999年に修正されている。憲法第6章「教育、文化、社会活動」第65条では、「国家は、国内全土の統一した教育制度を維持・発展させ、質の高い教育を受ける全国民の権利を保障する。また、国家は、全国民の福利に資する体育およびスポーツを重んじる。」(RGC, 1993)と明示されている。特に、憲法で体育・スポーツの必要性が明示されていることは興味深い。その後、「教育法」の制定をめぐる議論は行われていたものの、パリ和平会合後も政治的混乱が続き、2007年まで制定されず、法的枠組みが曖昧なまま、勅令 (Royal Decree)、政令 (Decree)、大臣会合令 (Sub-decree)、省令 (Arret)、通達 (Circular)、宣言 (Declaration)、条例 (Regulation) などで教育開発の方向性を規定するなどして教育関連事業が進められていた (羽谷・西野, 2009)。新国家成立後の1995年には、「教育投資フレーム・ワーク1995-2000 (以下「EIF」と略す)」が作成され、「純就学率の向上」、「男女間教育格差の解消」、「ドロップアウト者数の抑制」を掲げるとともに、「基礎教育の質的向上」、「公平な教育機会の確保」、「教育計画・運営能力の強化」(RGC, 1994)を目指した。また、その後の2000年には、EIFを引き

継ぐ最優先政策として「教育戦略計画 (以下「ESP」と略す) 2001-2005」を発表するなど、国家開発目標である「貧困削減プログラム」と連動した教育開発が進められた (MoEYS, 2000)。特に2000年以降の教育開発では、これまでのドナー国主導の教育開発ではなく、カンボジア政府主導によって進められるようになるなど、一定程度の成果を残した5カ年計画であったと言える (ADB, 2004)。しかし、教育開発の実質的な内容では、2002年にESPのフォローアップ・レポートとして発表された「教育戦略計画/教育セクター支援計画 (以下「ESP/ESSP」と略す) の評価報告書」で、「事業全体の質的向上の必要性」や「現状とESP/ESSPに記載された政策とのギャップ」(MoEYS, 2002)などの課題が指摘されるなど、新たな教育の質的向上プログラム導入が求められることとなった。こうした経緯を通じて2006年には「ESP 2006-2010」によって、学校教育の質的向上を目指した新たな施策が導入されている。MoEYSは、生徒に対して、子どもを中心に据えた「チャイルド・フレンドリー・スクール (以下「CFS」と略す)」^{註4)}を導入し、教員に対して、指導力の強化を図るべく、各教科の教員養成校 (以下「TTC」と略す) 教員およびTTC教員を指導する教官の育成・強化を政策目標の中核に据えるなど、教育開発の新たな転機を迎えている。また、上記目標の達成を目指して、

地方分権や役割分担の元で課題達成を図るために、年次で「全国教育会議」が開催され、教育現場の意見が反映されるようになっていく。大会1日目には、「全体会に於ける教育全体の評価」がなされ、2日目の「各作業部会による教育領域毎の協議」、そして、3日目の「各教育領域の年間事業計画の発表」へと続く3日間のプログラムで構成されている。保健・体育科教育については、2日目の体育・スポーツ分科会で現状課題を明確にした後に、行動計画を策定し、来年度以降の達成につなげる方略が採られている。学校体育に関する教育開発では、「2006-10年度 ESP」の別枠で強調されているように、健康で健全な青少年を育成する施策として、学校体育を可能にするための教員および教員を育成するための体育指導専門家の育成を教育省の担当次官の指導で実施することが明記されるに留まっている（MoEYS, 2005）。民主的、文化的な教育の基盤となる教育の充実、社会規範の改善や文化の継承といった視点から重要であり、長期的な視野に於いては、「人間の安全保障」といった点でも不可欠である。しかし、カンボジアでは、未だ「教育を担う人材の不足」や「援助組織の重点支援課題」などが影響し、未だに、子ども、青少年・少女の成長段階に最も重要な「体育科授業」、「芸術・音楽授業」、「生徒会活動」、「課外活動」等の導入が遅れ、重点項目から除外され、CFSにも導入されていない現状にある。

4. 教育法の制定

勅令、政令、省令、或いは、政策などで進められてきた教育開発であるが、ようやく、2007年12月8日に11章55条からなる教育法（RGC, 2007a, 2007b）が成立した。この教育法では、第1章「総則」で国家の教育目標や範囲が記され、第2章「国家教育最高評議会」によって教育政策を示唆する機関の設置を保障している。また、第3章「教育行政の運営」では、各行政レベルの運営方式が提示され、第4章「教育制度」にて、総合的かつ単一な幅広い教育の提供を保障している。さらに、第5章「教育の質と効率性」

では、教育の質を保証するための方略が明示されており、第6章「教育政策」で、教育そのものや国家の繁栄に資する科学技術力の向上を保障する内容が示されている。そして、第7章「教育の義務と権利」では、国民の教育権と教育関係者の中立ならびに権利や義務が示され、第8章「教育資源」で、教育に対する財の投資と民間活力の利用などを提示し、第9条「罰則」、第10条「移行規定」、第11条「最終規定」で違反者に対する規定を明示して締めくくっている。カンボジア王国の教育法では、日本では規定されている「社会教育」の項が存在しないが、第5章23条「教育プログラム」で道徳や公民の学習、共生に関する教育、平和教育、持続可能な教育、文化と伝統を尊重する教育が基本教育の主たる要素であることが示されるなど、ポルポト政権時の負の遺産を意識した内容が盛り込まれている。また、第6章29条「教育のためのパートナーシップ」や第8章44条「教育のための資源活用、運営、参加」でドナー諸国や組織を意識した内容が盛り込まれるなど、カンボジアの実情を上手く鑑みた法律であると言える。ただし、未だ「学校設置法」、「教員の身分保障」、「学区制度」などを保障する表現が見当たらないなど、今後、教育関連法で保障していくべき余地も多くある。

学校体育に関連する事項では、まず第1章4条「教育と用語の定義」で、「教育とは、教育的発達の過程、或いは、身体的、心的、精神的発達の訓練を指す。また、それは、学習者自身、家族、地域、国家および世界にとって有用な個人となるように学習者が知識、技能、能力、価値を獲得させる全ての活動を通じて実現されるものである。」（RGC, 2007a）と表現され、教育に於ける、体・心・精神といった3つのバランスの重要性について触れられている。また、「普通教育」の項で、「普通教育では、知識と基本的技能の活用を保障し、個人的、知的、身体的な能力の向上を図り、学習者に優れた個性と道徳性を高める知識を与えることで実現される。」（MoEYS, 2010）と表現されており、個人に合わせた知的および身体的能力の向上こそが、普通教育の達成に不可欠

であると示されている。さらに、部活動については、「学習者の権利と義務」で「学習者は、学問的見解の自由な表現、学習参加の自由、質の高い教育の享受、教育目的のための結社の自由…などであり、学習者は、教育機関の諸規則および男女平等ならびに他者の尊重、教育目的を達成するために最善の努力を行う義務を有する」(RGC, 2007b)と表現され、結社の自由などで、課外活動としてのクラブ活動が保証されている。以上のように憲法のみならず、教育法でも「学校体育」、「スポーツ部活動」などが明確に保障されているものの、残念ながら、未だ、予算を保障する状態にまで至っていない。

5. 指導要領の新訂

質の向上を求める新教育政策へと転換を求め始めた頃、教育省では、これまで省内の各部局が統制のないままに作成するなどして乱立していた教材を整理し、教育課程を整備するために「Policy for Curriculum Development 2005/09」(MoEYS, 2004)を発表しつつ、各教科の指導要領を認定する「Education Material Approval Board」(教育教材認定委員会)を設置し、統一的な授業の実現に向けた取り組みを開始した。これに伴って、教育省内では、教育課程開発局が各教科の担当官を配置し、体育科教育を含む全教科の指導要領を改訂・新訂することとなった。クメール語、算数、理科、社会など、これまで存在した指導要領を改訂する教科は、ドナー組織の支援を受けながら比較的スムーズな改訂が進んだ。しかし、新訂を余儀なくされた保健・体育科については、担当官はおろか、体育・スポーツ関係部局にすら、民主主義諸国の現代的な保健・体育科教育を体験した人材が皆無であったため、苦難を強いられることとなった。そこで、体育科教育指導要領の新訂にあたって、まずは、①小学校保健体育科のみを新訂することとして、②初等教育の保健・体育科に関係する局長以上の意思決定者の全てを中央委員会に取りまとめ、③教育大臣が任命書によって指名した人材が、④実行委員会の委員として執筆作業にあたり、日本の支援(国際協力機構-筑波

大学-NPO Hearts of Gold)を受けながら作成することとなった(HG, 2009)。他教科では、支援が乱立しており、他のドナー組織との密な援助協調の元で慎重に進めなくてはならない(清水, 2007)。しかし、保健・体育科教育については、支援国が日本のみであったために、今後の中等学校を視野に入れた中・長期的な視点で、独自のペースでカンボジア人を主体とした指導要領づくりが進められることとなった。1年という時間的制約を抱えながらも、支援組織による段階的なセミナーや細部にわたる修正案の提示や教育現場関係者との協議を繰り返した結果、「小学校体育科指導要領」が作成され、その後、教育省の認定を受けて、小学校7000校に配布されることとなった(HG, 2009)。なお、日本の支援を受けてカンボジア教育省が作成した指導要領は、体育科の「①基本運動系、②ボール運動系」と保健科の「③日常生活、④成長と発達」に分けて構成され、それぞれ①器械運動、陸上運動、リズム運動、水泳、ならびに②サッカー、バレーボール、バスケットボール、そして③環境・生活習慣、疾病・ケガの予防と対策、ならびに④健全な発達・性教育などを盛り込んでいる。また、現代的な内容に留まらず、伝統的な内容を鑑みて設定するなど、カンボジアの独自性を生かした内容で構成されている。全体的には、カンボジアで改訂された他教科の指導要領に習って、(1)目標、(2)成果、(3)内容の3段階で構成され、(1)全体および学年・領域毎の保健・体育科の目標および意義、(2)学年・領域毎の具体的な学習成果、(3)各学年・領域毎の保障すべき指導内容が記載されている(MoEYS, 2007)。

こうしてカンボジア王国の建国以来、初めてとなる指導要領が新訂されたが、未だ多くの課題が山積している。支援組織から出された情報に基づいて、カンボジアの行政官が選択し、協議の元で作成された指導要領ではあるが、現代体育を経験した人材が皆無であったために想像力を高めて作成された経緯があり、体力測定や体育環境などの統計も取り始めたばかりであったために最低限の水準を確保するのみに留まっている。また、きめ細かい指導の下で新指導要領の内容を実践し、そ

ここで得られた改善点を修正する必要があるが、予算に制約がある教育省の状況から、試験的な新体育授業の導入も限定的と言わざるを得ない。今後は、教育省内部局の理解を得られるように調査・報告をすすめる一方で普及と改善の双方向的な関係性を構築し、発展的な事業を求める方略を策定する必要がある。

Ⅲ カンボジアにおける教育振興政策

1. 教員養成制度

カンボジアの教員養成では、中央行政の教員養成局が教員養成課程、教員養成校の入学者数、教員養成に関する技術的な支援などを執り行うことで教育関連事業を管理し、各地方教育局が学生の選抜試験、教員の直接的な養成、臨時赴任など担当する形で遂行されている。2010年度時点における教員養成機関は、表2の通りである。

幼稚園教員養成センター、中等体育教員養成センター、プノンペン王立大学、国立教育大学は、首都プノンペンに各1校のみ設置されており、州教員養成センター(或いは、小学校教員養成校)は18州、地方教員養成センター(或いは、前期中等教員養成校)は6州に各1校が設置されている。小学校教員の教育過程は、2年制(計4学期58週)としており、週6日制各6時間の総計が2088時間となる。その内訳は、①身近な生活技術(心理学、教育学、運営、道徳、文化、図書

館)の約22%、②基礎教育(クメール語、算数、外国語、IT技術)の約21%、③初等教育(クメール語、算数、理科、社会、体育、技術、家庭)の56%、④特別課題の約5%、⑤教育実習の約6%などである。初等教育の重点教科については、基礎教育と初等教育に重複しており、クメール語335時間(約16%)、算数337時間(約16%)が確保されるなど強化されている。なお、2010年に行われた教員養成課程の改訂に伴って、情操教育としての社会科内の音楽58時間、ダンス28時間、図工30時間や体育科(体育理論、リズム運動、器械運動、陸上運動、水泳、サッカー、バスケットボール、バレーボール、体力測定、授業研究、部活運営)103時間などの教科で大幅に指導時間が拡大している(MoEYS, 2010)。このように段階的に養成過程の時間数や内容を改善するなど変容を見せる教員育成過程ではあるが、未だ課題が山積しており、根本的な課題解決には至っていない。外国語、体育、情操教育を除く、小学校、前期中等、後期中等教員養成校の各教官は、NIEの卒業生の内、優秀な学生が選拔され、派遣されるまでに留まり、各教員養成校の教官を育成する高等教育機関は存在していない(Khlok・西野, 2009)。また、体育科に至っては、前期および後期中等学校の体育教師を同じ教育課程で育成し、優秀な生徒を初等教員養成校の教官として派遣するまでに留まるなど、NIE以上の課題が残っている。実際、教育省によって進められてい

表2 教員養成組織一覧

① 幼稚園教員養成センター	幼稚園教員の養成校	高卒+2年(通常)
② 州教員養成センター(PTTC)	小学校教員の養成校	高卒+2年(通常) 大卒+1年(特別) 中卒+2年(僻地)
③ 地方教員養成センター(RTTC)	前期中等学校の教員養成校	高卒+2年(通常)
④ 中等体育教員養成センター	中等学校の体育教員養成校	高卒+2年(通常)
⑤ プノンペン王立大学	後期中等学校の外国語教員養成	卒業後+NIE 1年
⑥ 国立教育大学(NIE)	後期中等学校の教員養成	大卒+1年(通常)

† 僻地は、コッコン州、スットン・トレン州、ブレアヴィヒア州、モンドルキリ州、ラナタキリ州の5州が含まれる。

[出典：現代カンボジア教育の諸相(Khlok・西野, 2009)を参考に筆者編集]

る小学校体育科教育振興事業では、小学校教員養成校の教官に対する指導が行われているものの、養成校体育教官の小学校教育現場での指導経験が皆無に等しいため、指導計画、教育学、指導法などの理解も困難であり、全ての養成校でシラバスに示された授業内容を指導することが出来ない状況にある(HG, 2010)。こうした課題の克服についても、中等教育の教育課程の新訂、中等体育教員養成センターのシラバス改訂および教官の育成など、段階的な教育制度と人材の強化を図る必要がある。

2. 再教育制度

教員養成校の創設は、ポルポト政権後の1979年12月に小学校教員養成校の設立に向けてカンボジア人民革命評議会が発行した通達第43号に起因する。その後、この通達に則って、1980年度に12校、1981年度に6校が開港され、現在の18州体制が築かれている。その中核を担ったのは、シハヌーク政権時代の小・中学校の教員等である。ポルポト政権を生き残った教員等が養成校の教官となり、1982年には、大臣会合令 第45号によって小学校と前期中等学校の仮教員養成プログラム(10ヶ月間)が開始され、その制度は、「7(小学校4年+前期中等学校3年)+1年」(1983)^{注5)}から、「8(小学校5年+前期中等学校3年)+2年」(1988年)、「11(小学校5年+中等学校6年)+2年」(1991)体制へと発展していくこととなった(Khlok・西野, 2009)。様々な課題を乗り越えて、着実な発展を遂げている教員養成制度であるが、制度開始当初の紛争後の騒乱期に緊急な人材の確保を求めて、短期講習による教員養成が行われたこと、或いは、養成校教官の指導力不足などの課題から、未だ繰り返し指導による指導法を脱却できず、現在も現職教員の再教育が続けられている。現職教員の再教育制度に関しては、「新カリキュラム及び教科書導入にあたって、新規カリキュラム及び教科書の改正趣旨や指導方法を教員に伝える伝達講習会がカスケード方式によって1997年より実施され」(若林・加藤, 2001)、初等教育では、中心的な振興策として

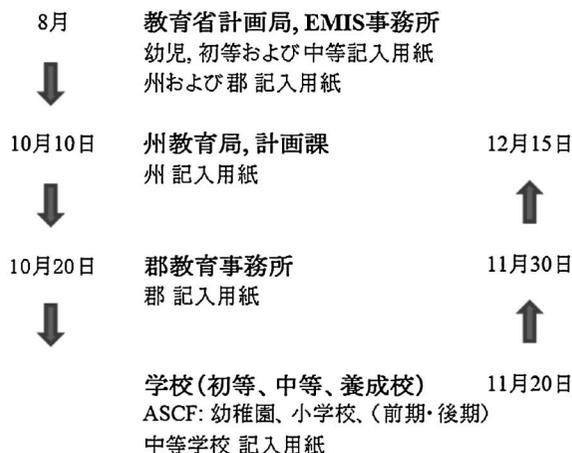
「クラスタースクール制度(以下「CSS」と略す)」を採用している。この制度は、3年間の試験的事業(1993-1995)として教育省と国連国際児童基金(以下「UNICEF」と略す)によって開始され(UNICEF, 1999)、現在では、大きな役割を担っている。クラスターは、「房」を意味し、各地域に1校の中心校と6-9校の衛星校で1つのクラスターを構成する。新たな教材、指導法や伝達事項などを周知する際、中心校が衛星校の代表を集めて週1回程度の技術会議を開催し、教員の育成や情報の伝達を行う制度である。CSSでは、多くの場合、中央行政官の育成が図られ、その人材がナショナル・トレーナー(以下「NT」と略す)として地方行政官を通じて、各中心校に伝達する方略が取られている。既に一定程度の理解が得られた教科内容を強化する仕組みとしては最大の効果を発揮するが、2006年度以降に教育の質的向上を目指して本格導入が開始されたCFS、体育、音楽、図工といった教科を保障するのは難しい。本格導入されて日の浅い教科であるために、地方行政官への伝達が上手くいかず、伝達システムが機能しないという課題が発生する可能性が高いのである。そこで、体育科教育の普及では、2009年から他教科に先駆けて、CSSの前段階の普及戦略として、地方主導の教育伝達拠点制度(以下「RECTI」と略す)制度^{注6)}を試験的に導入している。RECTI-PEでは、全州を5分割して地域を形成し、その地域に中心州と導入州を設け、中心州に設置した2校の中心校を育成した後に、評価を通じて体育科教育の研究指定校に任命し、その研究指定校が導入州の各2校を育成する方略が採用されている。現在までは、4州8校が研究指定校候補になる(HG, 2010)など、順調な滑り出しを見せている。

3. 教育統計

独立前のカンボジアでは、教育関連統計については、教育省による独自の教育統計が発表されていたものの、信頼性の問題から、主にドナー各国および各組織がそれぞれの指標に基づいて作成された統計が優先的に使用されていた。こうした背

EMIS 処理過程

ASCF (年次 全国教育一斉調査フォーム) のデータ回収にかかる手順



† 新学期が開始して30日が経過し、入学者数が安定した頃、各校の校長が ASCF の記入を目的にデータを集積し、就学率の計算を開始する。

[出典: Data collection and EMIS process in Cambodia (MoEYS, 2008) を参考に筆者作成]

図2 教育省計画局の年次学校調査 (ASCF) 処理過程

景から、新国家成立後の1996年に、教育省は UNICEF の指導を受けて、教育省計画局内に「Education Management Information System」(以下「EMIS」と略す)を立ち上げ、継続的かつ統括的な統計・分析を行い、年次調査として「Education Statistics & Indicators」(MoEYS, 1997)を発行することとなった。その手順は、① EMIS 事務所が約2ヶ月程度をかけて州、郡、学校へと記入用紙を配布しつつ、注意事項を伝達。②各校の校長が1ヶ月間程度かけてデータをまとめた後に、「年次全国教育一斉調査フォーム」(以下「ASCF」と略す)を完成させる。その後、③記入された ASCF を地方行政が2ヶ月程度かけて回収しながら各フォームに変換し、最終的に④ EMIS 事務所が2ヶ月程度かけて集計・分析する (MoEYS, 2008) という段階的な方略である (図2参照)。

統計内容では、就学前教育、初等教育、中等教育における、学生、教員、学校、教材などの充足率および就学率ならびに質の高さなど、多岐にわたる内容で構成されている。現在では、年次統計

資料として関係各省・部局および学校ならびに支援組織に配布されると共に、一般に公開するなどして、説明責任を果たす役割も担っている。また、1996年当時の22項目であった統計も、2011年には27項目にまで拡大し、分析結果が計上されるようになるなど、年々、統計の精度の向上と共に、内容の発展も図られている (MoEYS, 2011)。なお、EMIS 統計の体育科教育に関する統計では、「School staff with special functions」(特別職務学校職員)と「School space and sports facilities」(学校敷地面積とスポーツ施設数)で州毎を対比する形で統計が計上されている。前者では、「Characteristics of schools and school principals」など、表3の右欄(グレー部分)に示したように、他の統計を掛け合わせて学校毎の体育科教員の配置状況を確認すると、幾つかの範囲を把握することが出来る。ただし、統計の名称が「School staff」と示すように、初等教育と中等教育の双方を加算した人数を計上していることなどから、「数値の低さ」、「中等学校数」、「中等体育教員養成校の卒業生数」などから推察すると、お

表3 特別職務学校職員数（州別）

Province	Number of Schools with						No. of Secondary
	Secretary	Librarian	Home.Eco	Arts	Agr.	Sports	
BMT	161	252	145	78	89	101	80
BTB	166	295	235	39	73	169	113
KCM	420	430	287	76	110	184	181
KCH	50	119	98	11	50	101	74
KSP	162	153	104	30	123	186	88
KTM	105	196	78	17	30	73	89
KPT	188	210	107	58	50	124	97
KDL	99	389	246	19	57	143	128
KEP	22	25	11	4	7	13	6
KKG	46	36	10	1	5	26	24
KRT	56	106	97	35	21	54	49
MDK	5	11	8	4	10	17	11
OMC	59	45	17	1	8	29	23
PLN	14	16	5	0	4	13	8
PNH	178	240	294	179	148	235	66
SNV	61	66	45	18	27	37	26
PVH	75	58	30	6	14	30	44
PRV	318	229	142	59	84	169	118
PST	66	122	61	15	56	93	52
RNK	20	21	10	4	16	17	16
REP	133	250	137	18	76	102	97
STR	41	23	24	14	12	33	24
SVR	113	184	113	45	82	93	72
TKO	278	331	167	47	85	202	110
BMT	3,036	3,807	2,471	778	1,237	2,244	1,596
BTB	535	798	814	337	345	559	215
KCM	2,501	3,009	1,657	441	892	1,685	1,381

[出典：Education Statistics & Indicators 2010/2011 (MoEYS, 2011) を参考に筆者編集]

およそ中等教育の各校が配属人数を記述したと仮定され、ある程度の現在の配属者数の数値を把握することは可能であるが、不明確であると言わざるを得ない。

また、後者では、表4のような統計が記され、全学校敷地面積に対する運動場の割合から

「どの州に、どの程度の空間的余裕があり、運動場が確保されているか」などを考察することが可能である。また、他の統計を用いて表4の右欄（グレー部分）に示した学校数の割合と各種スポーツ施設の設置状況の対比から「どの州に各種スポーツの優位性が発生しやすいか」などを推察す

表4 学校敷地面積とスポーツ施設数（州別）

Province	School Area (m ²)		Schools with Sport Ground, Equipment and Teams/Player for								No. of Sch.
	Land	Ground	Volley	Soccer	Basket	Climb Ropes	Shot put	High Jump	Long Jump	Running	
BMT	27,025	6,679	225	123	6	40	68	167	163	160	632
BTB	14,902	5,881	243	83	21	58	107	178	172	164	832
KCM	14,838	7,664	396	110	23	110	64	201	205	208	1,189
KCH	37,013	10,510	160	74	13	26	38	157	152	130	406
KSP	22,957	9,369	306	152	13	44	40	239	242	226	488
KTM	24,882	11,524	198	60	16	37	50	167	166	157	644
KPT	12,771	6,385	235	52	11	63	102	244	243	223	531
KDL	13,808	7,743	269	78	47	150	128	293	296	277	674
KEP	15,302	4,220	16	4	1	0	5	16	18	15	43
KKG	15,918	6,012	28	12	2	2	7	11	12	13	123
KRT	12,386	6,725	124	53	6	28	34	104	100	100	336
MDK	17,557	6,143	39	21	3	5	2	14	13	12	100
OMC	23,011	10,894	51	37	3	3	16	30	28	26	215
PLN	18,642	3,395	22	14	3	3	4	9	8	6	70
PNH	49,785	6,306	126	37	25	36	56	127	124	119	351
SNV	121,677	97,005	52	17	4	10	9	35	33	36	121
PVH	24,984	5,727	51	24	2	12	7	29	26	29	268
PRV	16,506	10,765	329	122	15	66	77	170	182	187	772
PST	13,913	6,942	157	22	10	23	32	101	107	91	397
RNK	13,620	5,728	61	32	9	5	4	23	23	19	208
REP	14,819	6,472	121	55	18	54	33	104	106	96	802
STR	14,105	5,413	45	28	3	5	9	31	32	24	176
SVR	23,022	5,022	158	57	5	33	30	65	65	74	413
TKO	120,363	77,543	361	66	19	92	105	311	302	318	9,791
Whole Kingdom	26,964	13,808	3,773	1,333	278	905	1,027	2,826	2,818	2,710	10,455
Urban Area	35,290	12,414	425	171	80	102	156	376	370	353	1,262
Rural Area	25,977	13,979	3,348	1,162	198	803	871	2,450	2,448	2,357	9,193

[出典：Education Statistics & Indicators 2010/2011 (MoEYS, 2011) を参考に筆者編集]

ることが可能である。しかし、先の統計と同様に、初等および中等教育の双方を加算した人数を計上していることなどから、具体的な検討を進めることが難しい。未だ、小学校と前期中等学校、或いは、幼稚園と小学校などが、同じ敷地内を共有していることも少なくないために、正確な数値

を出すことは困難であるが、学校建設基準を持たぬ当該国の状況を鑑みた統計を検討する余地がある。特に「乾季の日陰対策」と「雨季の水溜り対策」は、カンボジア各地の学校にとって生命線である。こうした状況を少しでも緩和しようとする学校管理者等の判断により、運動場が果樹園化し

ていることも多く、運動場の敷地面積といった統計数値が、どの程度の判断材料になるかも疑問である。体育館や講堂を持たないカンボジア事情を考察し、もう一步、踏み込んだ調査を実施すべきであると考えられる。

世界各国で国民の健康状態を把握する統計活動として体力測定が行われているが、カンボジアでは、2006年の指導要領の改訂と共に、今後の指導要領の改訂基準、或いは、国民の体力を数値化する試みとして、指導要領の改訂支援を手がける日本の支援（国際協力機構-筑波大学-HG）を受けて形作られている。2008年には、全24州中の8州25校での測定に成功し、2012年の全国統計を目指した計画が進められている。専門的な指導を受けた学校体育スポーツ局の担当官がモデル校に対し、「体力測定の実施方法」などについて直接的な指導を行いながら、「調査項目の選抜」、「調査結果の回収手法」、「入手データの処理方法」などの検討を進めているが、未だ発展途上の状態にある。また、EMISの統計内容が不十分であることなどから、体力測定と平行して16項目の体育・スポーツ環境調査も行われている（HG, 2010）。環境調査では「教員の指導経験」に始まり、「体育科授業の実施状況」、「教具や道具の補充状況」、「体育・スポーツの充実度」、「体育授業の実施に必要なこと」などの詳細を調査するように校正されている。さらに、体力測定と環境調査の関連性を高める取り組みが開始されるなど、今後の活動が期待される。

4. 教育財政

カンボジア王国は、未だ困窮した国家財政によって教育改革の達成が限定的であるといわざるを得ない現状にある。これは、教育に携わる全てのレベルに共通して言えることであるが、財政的な課題である可能性が高い。中央・地方行政では、行政官の職・学歴および役職などに応じて給与が支払われることになっているが、給与だけでの生活は極めて厳しい。また、教育省は、教育開発計画を履行するために、独自の事業予算に加え、支援諸国・組織による特別事業予算で賄っており、

行政官の給与が各事業予算によって補填されているといっても過言ではない。すなわち、行政官等にとっては、通常業務と平行して臨時業務を行う中で、通常業務よりも追加の手当てが見込まれる臨時業務を優先しがちであり、全業務の継続性が予算に比例してしまうという課題を排除できない。また、臨時業務に参加できない、或いは、家族が商売をしている行政官が副職を持っている場合も多く、通常業務の遂行に大きな支障をきたしている。ただ、十分な生活費を給与として保証できない教育省が、これらを厳しく取り締まることは出来ず、黙認されている状況である。こうした給与問題は、現場での直接指導を担当する教職員にも同様に大きな課題を残している。教職員の給与は、行政官のそれを大きく下回り、遠隔地域ですら、その給与のみでの生活は厳しい。教員等は、「学校施設を借りて、私塾を開講する」、「学校の敷地内で売店を出して営業する」、「親族の商売を支え、収入を得る」などして生活費を捻出している。すなわち、教職員等は、通常授業と平行して他の副職を行う中で循環業務としての授業を行うに留まり、生徒と真摯に向き合っただけのクラスに合わせた指導を行いながら、指導に集中して授業研究などを通じた授業改善を図り、コミュニティや生徒の両親等とのコミュニケーションを図るなど、学校および教師としての資質の向上や改善を実施できない状況にある。教員養成校でも、類似した課題が山積している。養成校教官の給与は、各教官の指導時間によって算出される仕組みを採用している。こうしたことから優秀な人材は、比較的都市部で学生の多く集まる養成校に集中し、時間数の少ない教科の優先順位が低くなるといった課題を導きだしている（HG, 2010）。

Ⅳ 考 察

本論文では、カンボジアの政策目標である体育科教育の普及に向けて、法と政策、現状と実際の取り組みの2本柱で、カンボジアの体育科教育振興と世界で進行する体育科教育の減退を回避する一助となるよう体育科教育の包括的な分析を試み

た。

はじめに教育制度と教育行政の体制的变化や教育の法的保障と教育政策の現状を考察し、その課題と解決策を明確にすることを目的として考察を進めた。第1項では、カンボジアの教育史を紐解きながら、段階的な教育体制の変化や現代的な教育体制と保健・体育科教育の導入時期などを確認した。その際、カンボジアの教育システムが未成熟のまま一度崩壊し、政治的混乱の中で対症療法的な量的拡大を求めながら現代教育システムが構築され、保健・体育科教育が導入されていたものの、実際に軽運動に限られた授業であったことが明らかとなった。次に第2項では、教育全般および保健・体育科教育にかかる教育行政と教育制度を考察した。その際、1996年以降に教育を国家開発の最重要課題に据えた政策が立案され、中央と地方の分権による教育改革によって段階的に現在の教育体制が築き上げられた後、教育課程で保健・体育科教育を含む各教科時間を確保することになったが、実際には実施されていない現実が明らかになった。また、第3項では、国家教育保障の法的側面の段階的な変化と教育政策における教育の質的向上ならびに保健・体育科教育に対する新たな取り組みへ発展した背景を提示した。その際、2006年に発表された教育政策では、過去10年の教育開発事業の反省に鑑みて、教育の量的拡大から質的向上へと転換され、生徒中心の学校運営を目指す中で現代的な保健・体育科教育が導入され始めたが、情操教育の本格導入には至らず、本質的な質的向上に至っていない現状が明確になった。そして、第4項では、2007年に発布されることとなった教育法の保健・体育科教育に関する項目と一般的な内容を確認した。その際に、教育法で体育や部活動を享受する学習者の権利が明示されているものの、保健・体育科授業を裏付ける教育環境整備などが不明確であるため、今後、それらを関連法案などで保障し、持続的な自立発展性を求める必要性が浮かび上がった。さらに、第5項では、上記の改革が進められる中で無秩序に作成されていた教材や教育課程の整備ならびに保健・体育科教育の新訂状

況を考察した。その際、指導要領改訂に伴って新訂を余儀なくされ、未だ多くの課題を抱える保健・体育科の指導要領を継続的に改善していくには、保健・体育科教育の普及と改定の両者を見据えた予算確保と仕組みづくりが不可欠であることが分かった。

以上の考察から、体育科は、新政府樹立後に崩壊した教育の再生と発展的な教育の導入が図られた際に、法や政策で各教科教育が保障されているものの、指導内容、教員養成、授業環境の確保が限定的であり、財（人・物・金）や時間不足などの課題から、全般的な教育改革が一進一退の発展に留まっていることなどからも、比較的歴史の浅い教育分野である保健・体育科の具体的な課題解決にまで着手できておらず、教育の質的向上を求めた新たな教育改革が進展し始めた今も、大きな発展が見られていないことが明確になった。こうした課題を解決するにあたっては、制度整備を進める際に各関係組織の代表と協議の元で課題を明確にし、優先順位を付けて段階的に開発計画を設定することが望ましいが、まずは、現実的な政策履行を実現するためにも他教科と共通する教員養成に着手すべきであろう。

次に、教育振興政策における保健体育科振興の現状を明確にする中で、今後の方向性を明らかにするための考察を進めた。第1項では、教員養成制度の全容を紐解き、主に小学校教員養成校における教育過程と体育科教育の指導状況を確認した。その際、養成過程における体育や情操教育の位置づけの変更や授業内容が強化され、指導時間が確保されたものの、教官の理解力および指導力に課題があるために、養成校教官の能力開発の必要性が浮かび上がった。次に、第2項では、旧時代の教員養成制度と現在の教員再教育制度の現状と課題を考察した。その際、旧時代の制度的課題を克服する取り組みとして、新たにクラスタースクール制度（CSS）を導入して改善を図っているものの、これまで本格導入されてこなかった教科に対しては新たな枠組みが必要であることが明らかとなった。現在、体育科教育振興では、CSSの前段階的な再教育制度として「地方主導の教育

伝達拠点」(RECTI)制度が導入され、成果が期待されている。また、第3項では、現在の教育統計制度と保健・体育科教育に特化した統計化の取り組みを紹介した。その際、統計化が進み制度と分析が進みつつあるものの、政策の立案に必要とされている情報と現場の発展を目指す情報が乖離しているケースがあることが明確となり、その改善を求めた体育科教育統計に於ける体力測定と体育・スポーツ環境調査の取り組みを確認することが出来た。そして、第4項で教育財政の現状から「教員の地位」や「教員を取り巻く状況」、そして、「教員の資質」などを考察した。その際、現在行われている制度的な改革では限界が生じ、教育保障を実現するには、行財政改革と教員給与制度の再検討が不可欠であることを提示した。

以上の考察から、教育の質の向上を求めて、新たな教育改革が進行する中、特に未導入時期が長かった体育などの教科に対しては、養成校全体の能力強化を図る一方、新たな普及制度を用いて段階的な現職教員の再教育を図り、それらの教科の重要性や意義を関係者全員で共有し、状況に応じた改革を進める上でも、ニーズに応じた統計・分析を実現し、行財政改革と教員待遇の挺入れすることが不可欠であると結論付けられた。

V 結 語

残念ながら、カンボジアの現状を考察すると、以上のように教育開発重点項目ですら多くの課題が山積みであるため、体育科教育を重点化して課題解決を求めることが難しい状況にある。こうした状況の中、体育科教育の発展を求める政策を実現するには、短期と長期にわたる2段階的な計画が必要となろう。生徒への体育科教育を保障するに当たっては、教員養成や再教育が不可欠であり、主要教科についても同様の方略が採られている。そこで、教員育成の課題を解決するために短期的には、各校の最優良教員を各教員養成校に派遣させるなど、現職の養成校教官と連携して教員候補生の育成を行う方略が効果を発揮するものと考えられる。教育の理論と実際の教育現場を融合

させた指導内容で新教員を育成することが可能となるばかりか、教育実習の調整や観覧などによって、教員養成制度の改善策を考察する結果につながるのではなかろうか。また、長期的には、大学の教育学部を設立し、優良教員を再教育した後に養成校の教官として派遣することが理想的であろう。教育学部および体育学科の設立は、養成校教員や教員の再教育制度に貢献するばかりか、持続可能な教育開発を保障する教科教育研究を実現し、さらなる体育科教育発展を求める結果を導くのではなかろうか。

なお、カンボジアの状況を鑑みた場合、こうした課題解決に向けた取り組みは、カンボジア政府や行政のみの力には限界があるため、支援国による協力が不可欠となろう。日本は、これまでに体育教師を含む多くの教員をカンボジアに派遣している。カンボジアには、日本政府の行うボランティア派遣が開始された当初から体育・スポーツ隊員が派遣されている。カンボジアでは、こうした日本のボランティア派遣の功績に加え、社会、経済、政治の安定によって体育・スポーツの重要度が増している。先に改正されたスポーツ基本法には、スポーツによる日本の国際貢献が掲げられている。ボランティアによる国際貢献には、限界があるため、今後は、学校関係者や専門家などによる専門的な能力を有する人材をボランティアと共に派遣し、総合的な支援を行うことが求められている。

注

注1) 2010年12月に筆者が「ブン・ソック教育省体育担当次官」に対して行った聞き取り調査では、シハヌーク政権下以降、エリート・スポーツの保護は行われていたが、学校体育が導入され始めたのは1979年以降であることが判明した。

注2) Provincial Education Office (PEO), 或いは Provincial Office of Education (POE) と称されている。

注3) District Education Office (DEO), 或いは District Office of Education (DOE) と称されている。

注4) Child Friendly School (CFS) は、2001年から UNICEF と協働で試験的に開始された活動。

MoYES は、2006に本格導入し、2007年にカンボジア CFS 政策およびマニュアルを発行している。なお UNICEF は、他国でも類似した事業を展開し、2009年3月にその集大成として UNICEF CFS マニュアルを発行している。

- 注5) 2010年12月に筆者が「ブン・ソック 教育省体育担当次官」に対して行った聞き取り調査によると、この教員養成プログラムの受講資格は「7+1」とされていたが、実際には、証明書がなく、その多くが小学校卒業程度の人材であったようである。
- 注6) HG が MoEYS とともに、CSS を導入するのが困難な教科に対して、その前段階に導入する普及手法であり、Regional Education Center Transferring Initiative (RECTI)—Physical Education : 地方主導の教育伝達拠点—体育科と称し、全州を5地域に分け、各地域の中心州に小学校1校、養成校1校の地域拠点校を設置することで、実質的な普及の実現を目指す制度。

文 献

- Asian Development Bank, ADB Operations Evaluation Department (2004) Country Assistance Program Evaluation for Cambodia: Phnom Penh.
- 羽谷砂織 (2009) カンボジアの教育制度。西野節男編著カンボジア教育の諸相。東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター：東京，pp. 1-25.
- 羽谷砂織・西野節男 (2009) カンボジア教育法。西野節男編著カンボジア教育の諸相。東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター：東京，pp. 305-308.
- Hardman, K. (2008) Physical education in schools: A global perspective. *Kinesiology*, 40(1): 5-28.
- HG, 特定非営利活動法人 ハート・オブ・ゴールド (2009) JICA 草の根パートナーシップ事業報告書。小学校体育科指導書作成支援事業：最終年次報告書。
- HG (2010) JICA 草の根パートナーシップ事業報告書。小学校体育教育振興支援事業：途中年次報告書。
- ICSSPE (1999) The Berlin agenda for action for government ministers. The world summit on physical education: Berlin.
- Khlok, V.R.・西野節男 (2009) カンボジアにおける教員養成制度の現状と改革の歩み。西野節男編著カンボジア教育の諸相。東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター：東京，pp. 53-85.
- 前田美子 (2003) カンボジア：負の遺産を背負う教師たち。千葉たか子編著途上国の教員教育：国際協力の現場からの報告。国際協力出版会：東京，pp. 30-64.
- MoEYS, Ministry of Education, Youth and Sport. (1997) Education statistics and indicators 1996/1997. MoEYS: Phnom Penh.
- MoEYS (2000) Education strategic plan, ESP 2001-2005. MoEYS: Phnom Penh.
- MoEYS (2002) Education sector review report, ESRR 2001. MoEYS: Phnom Penh.
- MoEYS (2004) Policy for curriculum development 2005-2009. MoEYS: Phnom Penh.
- MoEYS (2005) ESP 2006-2010. MoEYS, Phnom Penh: p24.
- MoEYS (2007) National Curriculum of Physical, Health and Sport Education for Primary school 2006-2007. MoEYS/ DPSS: Phnom Penh.
- MoEYS (2008) Education management information system in Cambodia. MoEYS/EMIS: Khon Kaen.
- MoEYS (2010) PTTC curriculum—Basic education—Teach at primary schools 12+2, MoEYS/Teacher training department: Kompong Chhnang.
- MoEYS (2011) Education statistics and indicators 2010 /2011. MoEYS/EMIS: Phnom Penh.
- 文部科学省 (2011) 第177回国会 スポーツ基本法，平成23年法律第78号，第17条。
- RGC, the royal government of Cambodia (1993) Constitution of the Kingdom of Cambodia. Chapter VI. Article 65, Phnom Penh.
- RGC (1994) Investment framework education sector 1995-2000, Phnom Penh.
- RGC (2007a) The education law. NS/RKM/1207/032. Chapter I. Article 4, Phnom Penh.
- RGC (2007b) The education law, NS/RKM/1207/032. Chapter VI, Article 35, Phnom Penh.
- Schwery, R. (2003) The potential of sport for development and peace. *Sport science & physical education bulletin*, 39(1): Feature.
- 清水和樹 (2007) SWAp による教育セクター改革の成果と課題，及び政治的影響の考察—カンボジアを事例として—。政策研究大学院大学開発フォーラム，<http://www.grips.ac.jp/forum/pdf07/shimizuMar07.pdf> (参照日：2011年8月14日)。
- Sideth, S. Dy (2004) Strategies and policies for basic education in Cambodia: Historical perspectives. *International education journal*. 5(1): pp. 90-97.
- UNESCO (1978) International charter of physical education and sport. Paris, Article 2.
- UNESCO (1999) The 3rd international conference of

ministers and senior officials responsible for physical education and sport (MINEPS III). Punta del Este, Declaration of Punta del Este.

UNGA, United nation general assembly (2003) Sport as a means to promote education, health, development and peace. 58 sessions. New York, Agenda item 23.

UNICEF (1999) The state of the world's children. The education revolution. The floating classroom: School clusters in Cambodia: New York, pp. 36-37.

若林 満・加藤徳夫(2001)第2部 第2章 第5節 人的資源開発. JICA, 独立行政法人 国際協力機構 編著カンボディア国別援助研究会報告書. 人的資源開発: 東京, pp. 241-257.

(平成23年8月15日受付)
(平成24年3月12日受理)

Advance Publication by J-STAGE
Published online 2012/4/5